

一般社団法人日本病院薬剤師会
専門薬剤師・認定薬剤師認定制度規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本病院薬剤師会専門薬剤師・認定薬剤師認定制度（以下、「認定制度」という）は、高度化する医療の進歩に伴い、薬剤師の専門性を生かしたより良質の医療を提供するという社会的要請に応えるため、高度な薬物療法等について知識・技術を備えた薬剤師を養成し、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

第2条 一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、「本会」という）は、前条の目的を達するため、本会の「専門薬剤師・認定薬剤師認定制度規程」（以下、「規程」という）を制定し、必要とされる領域の薬物療法等についての専門家として一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しうる薬剤師を専門薬剤師及び認定薬剤師として認定するとともに、認定制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 専門薬剤師とは、本会専門薬剤師認定審査に合格し、特定の専門分野における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践するとともに、他の薬剤師に対する指導的役割を果たし、研究活動等についても行うことができる能力を有することが認められた者をいう。

第4条 認定薬剤師とは、本会認定薬剤師認定審査に合格し、特定の専門分野における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践していることが認められた者をいう。

第5条 認定制度の運営に当たっては、必要に応じて、日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会等と協議するとともに、個別分野の専門性に応じた関連学会等と連携をはかることとする。

2 既に本会の認定制度と同等の制度が他の学会等により運営されており、それらによって専門性が認定される場合は、本会独自の認定制度は創設しないこととする。

3 本会は、他の学会等が運営する認定制度に協力する。

第2章 運営・実施機関

第6条 認定制度全体の運営に当たるため、専門薬剤師認定制度委員会（以下、「制度委員会」という）を設ける。

第7条 認定制度の実施のため、制度委員会のもとに認定審査委員会、試験委員会、研修委員会（以下、「各部門小委員会」という）を専門薬剤師・認定薬剤師の認定にかかる部門ごとに設ける。

2 各部門小委員会の役割は、次の各号のとおりとする。

一 認定審査委員会は、専門薬剤師及び認定薬剤師の認定審査を行う。

- 二 試験委員会は、専門薬剤師及び認定薬剤師の認定試験を行う。
- 三 研修委員会は、専門薬剤師及び認定薬剤師の育成を目的とした研修を行う。
- 第8条 本会は、認定薬剤師になろうとする者の研修を行うため、認定にかかる部門ごとに研修施設を認定することができる。
- 2 研修施設は、研修生を受け入れ、認定薬剤師として求められる高度な薬物療法の知識及び技術にかかる研修を行うことができる。
- 第9条 制度委員会及び各部門小委員会の構成及び運営並びに研修施設の認定及び更新については、一般社団法人日本病院薬剤師会専門薬剤師・認定薬剤師認定制度規程細則（以下、「細則」という）に定める。

第3章 専門薬剤師及び認定薬剤師の認定等

- 第10条 理事会は、制度委員会の協議に基づき、専門薬剤師及び認定薬剤師として認定する部門を承認する。
- 第11条 専門薬剤師及び認定薬剤師の認定を申請する者は、申請時において別に定める認定申請資格をすべて満たし、認定申請書と共に認定申請資格を証明する書類を提出し、認定審査を受けなければならない。
- 第12条 認定申請者は、それぞれの認定にかかる部門の認定試験に合格しなければならない。ただし、初年度のみ、専門薬剤師の各部門において、認定試験合格を認定申請資格としない過渡的措置による認定を行うことができる。
- 第13条 認定申請者に対する認定は、認定審査委員会が認定の可否について決定し、理事会の承認を経て、会長が行う。
- 第14条 会長は、専門薬剤師・認定薬剤師として認定された者に認定証を交付する。
 - 2 前項の認定証を交付した者を名簿に登録し、その氏名を公表する。
- 第15条 専門薬剤師・認定薬剤師の認定は、5年ごとの更新制とする。
- 第16条 専門薬剤師及び認定薬剤師の認定を更新する者は、更新時において別に定める更新条件をすべて満たし、更新申請書と共に更新条件を証明する書類を提出し、更新審査を受けなければならない。
- 第17条 更新申請者に対する認定は、認定審査委員会が認定更新の可否について決定し、理事会の承認を経て、会長が行う。
- 第18条 専門薬剤師・認定薬剤師は、次の各号の理由により、理事会の承認を経て、その認定を喪失する。
 - 一 専門薬剤師・認定薬剤師の認定を辞退した場合
 - 二 専門薬剤師・認定薬剤師の認定の更新をしなかった場合
 - 三 日本国の薬剤師の免許を喪失、返上または取り消された場合
- 第19条 専門薬剤師・認定薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、認定審査委員会と制度委員会が認定の取消の可否について審議し、理事会の承認を経て会長が認定を取り消すことができる。

第4章 規程の変更

第20条 本規程の改廃は、理事会において行う。

第5章 補則

第21条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は細則に定める。

附則

本規程は平成20年6月7日から施行する。

一部改正 平成21年7月25日

一部改正 平成23年12月21日